

## 蒲都市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物等の不法投棄の発生を防止するため、市が設置する不法投棄監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄監視カメラ 廃棄物等の不法投棄発生の防止を目的として継続的に設置する撮影装置であって、画像表示又は録画の機能を備えるものをいう。
- (2) 画像 不法投棄監視カメラによって記録されたものをいう。
- (3) 電子媒体 複製した画像を記録できる媒体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

### (管理責任者及び管理者)

第3条 市長は、不法投棄監視カメラの適正な運用を図るため、不法投棄監視カメラを所管する課に管理責任者及び管理者（以下「管理者等」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、不法投棄監視カメラを所管する課長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、設置する不法投棄監視カメラの適正な運用について責任を持たなければならない。
- 4 管理者は、不法投棄監視カメラを所管する課に属する職員のうちから管理責任者が指名する。
- 5 管理者は、管理責任者の指示を受けて画像の管理を行う。

### (不法投棄監視カメラの設置)

第4条 管理責任者は、総代又は常会長から文書により不法投棄監視カメラの設置の要望を受け、廃棄物等の不法投棄の発生を防止するため必要があると認める場合に、不法投棄監視カメラを設置するものとする。

- 2 管理責任者は、前項に定める場合のほか、廃棄物等の不法投棄の発生を防止するため必要があると認めるときに、不法投棄監視カメラを設置することができる。
- 3 管理責任者は、不法投棄監視カメラによる撮影範囲が、この要綱の趣旨に照らして最も適切な範囲となるよう調整しなければならない。
- 4 管理責任者は、不法投棄監視カメラを設置し、若しくは不法投棄監視カメラの運用の方法を変更（設置台数の変更を含む。）し、又は不法投棄監視カメラを廃止

しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(設置期間)

第5条 不法投棄監視カメラを設置する期間は、設置の日から3か月を経過する日までとする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、期間を延長することができるものとする。

(画像の管理)

第6条 管理責任者は、画像について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故（以下「画像等の流出等」という。）が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、画像等の流出等があったときは、速やかにこれを市長に報告しなければならない。
- 3 管理者は、市長が必要と認める場合を除き、画像を複製又は印刷をしてはならない。
- 4 管理者は、画像を複製又は印刷をしたときは、画像管理状況記録簿を作成しなければならない。

(画像の提供の制限)

第7条 管理者等は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるときを除き、画像を他の者に提供してはならない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
  - (2) 前号のほか、法令の規定に基づき文書により提供を求められたとき。
  - (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全の確保のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 2 前項の規定により画像を提供する場合は、当該画像を複製し、電子媒体により提供するものとする。
  - 3 管理者は、提供する電子媒体に画像を記録するときは、当該画像を編集し、又は加工してはならない。

(個人情報保護条例の遵守)

第8条 管理者等は、この要綱に定めるもののほか、蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理者等は、市民等から不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。